

重要

介護老人福祉施設 アットホーム諸岡 料金表

当ホームは、「ユニット型介護福祉施設」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。

介護保険自己負担金は、介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和6年4月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

※以下の表は通常算定する内容となります。

令和6年4月1日現在

要介護度	1	2	3	4	5
ユニット型介護福祉施設サービス費	701 円	774 円	852 円	926 円	998 円
日常生活継続支援加算	48 円/日				
看護体制加算(Ⅰ)口	5 円/日				
看護体制加算(Ⅱ)口	9 円/日				
個別機能訓練加算(Ⅰ)	13 円/日				
個別機能訓練加算(Ⅱ)	21 円/日				
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	53 円/月				
自立支援促進加算	293 円/月				
排泄支援加算(Ⅰ)	11 円/日				
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14 円/日				
夜勤職員配置加算(Ⅳ)口	22 円/日				
精神科療養指導加算	6 円/日				
介護職員処遇改善加算(8.3%)	68 円/日	74 円/日	81 円/日	87 円/日	92 円/日
介護職員特定処遇改善加算(2.7%)	22 円/日	24 円/日	27 円/日	29 円/日	31 円/日
介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)	13 円/日	15 円/日	16 円/日	17 円/日	18 円/日
食費	第1段階	300 円			
	第2段階	390 円			
	第3段階①	650 円			
	第3段階②	1360 円			
	第4段階	1,445 円(朝食400円・昼食550円・夕食495円)			
居住費	第1段階	820 円			
	第2段階	820 円			
	第3段階①	1310 円			
	第3段階②	1310 円			
	第4段階	2006 円			

1ヶ月(30日)あたりの自己負担額	第1段階	33600 円	33600 円	33600 円	33600 円	33600 円
	第2段階	63780 円	66270 円	68910 円	71400 円	73830 円
	第3段階①	86280 円	88770 円	91410 円	93900 円	96330 円
	第3段階②	107580 円	110070 円	112710 円	115200 円	117630 円
	第4段階	131010 円	133500 円	136140 円	138630 円	141060 円

※この表は、介護保険負担割合証に記載されている1割負担の方の例です。

※生活保護受給者の方で「社会福祉法人利用者負担限度額軽減確認証」をお持ちの方は居住費が全額免除になります。

(裏面もあります)

下記の表につきましては、体制の変化に伴い算定される加算、及び個別に取り組みを要す方が対象となり算定される加算の一覧となります。

安全対策体制加算	21 円／入居時1回限り
初期加算	32 円／日
療養食加算	7 円／回
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	94 円／月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	115 円／月
経口維持加算(Ⅱ)	105 円／月
栄養マネジメント強化加算	12 円／日
ADL維持等加算(Ⅰ)	32 円／月
ADL維持等加算(Ⅱ)	63 円／月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4 円／月
排泄支援加算(Ⅱ)	16 円／月
排泄支援加算(Ⅲ)	21 円／月
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	105 円／3月に1回
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	105 円／月
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	105 円／月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11 円／月
特別通院送迎加算	621 円／月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11 円／月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	6 円／月
新興感染症等施設療養費	251 円／日(月1回連続5日を限度)
外泊時加算	257 円／日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	19 円／日
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日31日前～45日以下 76 円／日 死亡日30日前～4日前 151 円／日 死亡日前々日・前日 816 円／日 死亡日 1,652 円／日
配置医師緊急時対応加算	通常の勤務時間外 340 円／回 早朝・夜間の場合 680 円／回 深夜の場合 1,359 円／回
再入所時栄養連携加算	209 円／回
若年性認知症利用者受入加算	126 円／日
退所時情報提供加算	262 円／回
退所時栄養情報連携加算	74 円／回

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	生活保護受給者の方	
第2段階	世帯全員が市民税非課税 (別世帯の配偶者を含む)	老齢福祉年金受給者 〈所得+課税年金+非課税年金〉 年間所得80万円以下の方
第3段階①		〈所得+課税年金+非課税年金〉 年間所得80万円超120万円以下
第3段階②		〈所得+課税年金+非課税年金〉 年間所得120万円超
第4段階	上記以外	

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)